

静岡大学農学部同窓会東日本支部

会 則

(制定) 2010年4月1日

(改訂) 2018年7月7日

第1条 本会は静岡大学農学部同窓会東日本支部と称し、東京、千葉、神奈川、茨城、埼玉、群馬、栃木、山梨、長野、新潟の1都9県に在住の卒業生を中心に構成する。

第2条 本会の事務局は静岡大学農学部内に置く。

第3条 本会は会員相互の交流と親睦を深め、静岡大学同窓会事業の推進を図ることを目的とする。

第4条 本会はその目的を達成するために2年に1回総会を開催する。また、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 支部長
- (2) 副支部長
- (3) 理事
- (4) 会計
- (5) 監事
- (6) 事務局長
- (7) サポーター

第6条 本会に対し支部長として長年功績のあった者を名誉顧問として、理事等として長年功績のあった者を顧問として、それぞれ置くことができる。

第7条 本会の役員を選出、会則の変更等は役員会で協議し、総会で承認をする。

第8条 役員は支部運営の円滑化を図るものとする。なお、支部長に事故ある時は副支部長がこれを代行する。

第9条 サポーターは年次幹事の役割を果たし、役員とともに支部活動情報を共有し、支部活動に協力する。サポーターは本人の同意を確認して会員の中から役員が推薦し、支部長が委嘱する。

第10条 役員任期は2か年とする。ただし、再任を妨げない。

第11条 本会に要する費用は総会時の会費、寄付金及び助成金を以って充てる。

第12条 本会の会計年度は4月1日に始まり、翌々年3月31日に終る。

第13条 本会則に定めない事項は役員協議の上、決定する。

付則： 本会則は2010年4月1日より施行する。

本会則は2012年6月2日に改訂。

本会則は2014年6月14日に改訂。

本会則は2018年7月7日に改訂。